

優良防犯電話推奨実施細則

（審査委員会の開催）

第1条 審査委員会は、次により開催する。

- (1) 原則として6月、10月及び2月の各月1回開催し、期日は、その都度決定する。
- (2) 申請の締め切りは、審査委員会開催月の前月の20日とする。
- (3) 開催期日の通知は、申請者に対し直接行う。

（審査手数料等）

第2条 審査手数料、更新手数料及び表示利用料は、次のとおりとする。

審査手数料	110,000円
更新手数料	55,000円
2 表示利用料	110,000円

3 審査手数料等の納付方法は次のとおりし、全防連の指定口座に納付する。

- (1) 審査手数料及び更新手数料は、申請者が申請時に納付する。
- (2) 表示利用料は、製造業者等が推奨及び推奨の更新を受けたときに納付する。

附則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

令和元年 10 月 22 日、公財全防連細則第 6 号とする。

附則

この細則は、令和 3 年 12 月 16 日から改正する。

附則

この細則は、令和 6 年 4 月 18 日から改正する。

附則

この細則は、令和 7 年 2 月 1 日から改正する。